

審査請求を行うことができる方

審査請求を行うことができる方は、行政不服審査法第2条に「行政庁の処分に不服がある者」と規定されており、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」に該当する方です。処分を受けていない方が行った審査請求は不適法となり、却下となる可能性があります。

【行政処分の例】

- 免許取消・免許停止処分
- 運転免許証の更新・交付において、運転者区分を「一般運転者」又は「違反運転者」と区分し、区分に応じた有効期間等の運転免許証を交付する処分
(単に点数が登録されたことは審査請求の対象となる処分に該当しません)

刑事処分と行政処分との関係

刑事処分と行政処分はその目的、手続き等が本質的に異なり、それぞれ独立した別々の処分ですので、刑事処分が不起訴等となっても行政処分を受ける場合があります。

刑事処分：過去の行為に対する制裁として行われる処分（罰金など）

行政処分：将来における道路交通上の危険を防止するという行政目的を達成するために行われる処分

審査請求書を提出した後のおおまかな流れ

①②③の書類が請求人宛に送付されます。

● 審査請求書の提出

本日受け取った「記載例」を参考にして項目を落とさず作成してください。作成後は、記載例下段にある審査請求書の送付先へ送付してください。

① 弁明書（副本）

あなたの処分を行った部署（処分庁）が作成し、審理官に提出したものです。あなたの処分に対する「処分の内容と処分の理由」が記載されています。

● 反論書の提出

あなたの自宅に送付された ①弁明書（副本）を見て、新たな反論があれば反論書を作成し提出することができます。

あなたの言い分が、「提出した審査請求書に書いたとおり」であれば反論書の提出は必要ありません。

② 審理手続終結通知書

「あなたの言い分」と「処分庁の言い分」などを審理官が調べる（審理する）手続きが終了したことを知らせるものです。

※ 注意～最終的な審理結果ではありません。

③ 裁決書（謄本）

あなたの審査請求に対する最終的な審理結果です。